

## 福岡県県産リサイクル製品認定制度実施要綱の施行に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡県県産リサイクル製品認定制度実施要綱（平成27年11月10日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱及び「福岡県県産リサイクル製品認定制度認定基準」で使用する用語の例によるほか次のとおりとする。

- (1) 「溶出量基準」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）をいう。
- (2) 「含有量基準」とは、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の別表第5に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じて定められた要件をいう。
- (3) 「公的機関」とは、次に掲げる機関のほか、知事が適当と認める機関をいう。
  - ア 登録試験事業者（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条の規定に基づき、主務大臣の登録を受けた試験所をいう。）
  - イ 環境計量証明事業者（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づき、濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所をいう。）
  - ウ 委託を受けて試験業務を履行し、その成果物を委託者に引き渡すことを業とする者（自社又は自社関連事業者及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）を除く。）

### (製造等の管理及び記録)

第3条 要綱第11条第2項の知事が別に定める品質の確認の検査等は、認定品目ごとに別表に掲げるとおり実施するものとする。

### (報告)

第4条 認定事業者は、認定品目ごとに、要綱第11条第5項に規定する管理報告書を別表の報告期限までに提出するものとする。

### 附 則

この要領は、平成30年2月5日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年9月20日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

【認定品目】

| 分類         | 大項目      | 品目名 |
|------------|----------|-----|
| 105 その他文具類 | グラウンド用白線 |     |

【用語の定義】

—

【品質管理】

—

【安全性管理】

無機性汚泥（石灰石粉）、廃石膏ボード（建築物の解体に伴い廃棄された石膏ボードを除く）は次による。

| 管理項目         | 確認方法   | 確認対象   | 確認頻度           | 報告期限     |
|--------------|--------|--------|----------------|----------|
| 溶出量基準<br>※ 1 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 年 1 回以上        | 4 月 30 日 |
| 含有量基準<br>※ 2 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付   |

※ 1 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）における「カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素」に係る 8 項目。

※ 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 5 における「カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物」に係る 8 項目。

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目については、必要に応じ自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全性管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全性管理を行う。

別表（第3条関係）

【認定品目】

| 分類           | 大項目      | 品目名 |
|--------------|----------|-----|
| 107 日用品・家庭用品 | ガーデニング資材 | 敷砂利 |

【用語の定義】

（１）廃瓦

特別管理産業廃棄物でない、規格外瓦及び解体・葺替瓦の総称

（２）規格外瓦

粘土瓦の製造工程において、最終製品の品質検査結果が不良とされた瓦

（３）解体・葺替瓦

家屋解体及び瓦葺替で発生した粘土瓦

【品質管理】

廃瓦

| 管理項目            | 確認方法 | 確認頻度        |           |               | 報告期限              |
|-----------------|------|-------------|-----------|---------------|-------------------|
|                 |      | 再生資源<br>受入時 | 製造<br>工程中 | 出荷時<br>(最終製品) |                   |
| 異物混入<br>(付着を含む) | 自主検査 | 都度          | 適宜        | 月１回以上         | ４月３０日及び<br>１０月３１日 |
| 粒度              | 自主検査 | —           | 適宜        | 月１回以上         | ４月３０日及び<br>１０月３１日 |

【安全性管理】

（１）規格外瓦

| 管理項目        | 確認方法   | 確認対象   | 確認頻度           | 報告期限   |
|-------------|--------|--------|----------------|--------|
| 溶出量基準<br>※１ | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 年１回以上          | ４月３０日  |
| 含有量基準<br>※２ | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |

(2) 解体・葺替瓦

| 管理項目         | 確認方法   | 確認対象   | 確認頻度           | 報告期限                    |
|--------------|--------|--------|----------------|-------------------------|
| 溶出量基準<br>※ 1 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 月 1 回以上        | 4 月 30 日及び<br>10 月 31 日 |
| 含有量基準<br>※ 2 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付                  |

(3) 廃ガラス

| 管理項目         | 確認方法   | 確認対象   | 確認頻度           | 報告期限                    |
|--------------|--------|--------|----------------|-------------------------|
| 溶出量基準<br>※ 3 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 月 1 回以上        | 4 月 30 日及び<br>10 月 31 日 |
| 含有量基準<br>※ 4 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付                  |

※ 1 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）における「カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素」に係る 8 項目。

※ 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 5 における「カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物」に係る 8 項目。

※ 3 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）における「カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン」に係る 6 項目。

※ 4 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 5 における「カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物」に係る 6 項目。

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目以外に管理が必要な項目がある場合は、自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全性管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全性管理を行う。

別表（第 3 条関係）

【認定品目】

| 分類           | 大項目      | 品目名       |
|--------------|----------|-----------|
| 107 日用品・家庭用品 | D I Y・資材 | パーティクルボード |

【用語の定義】

（１） 建築解体木材

建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材及び木質材料

【安全性管理】

| 管理項目                       | 確認方法       | 確認対象       | 確認頻度           | 報告期限   |
|----------------------------|------------|------------|----------------|--------|
| 含有量基準<br>※ 1               | 公的機関<br>検査 | 原料又は製<br>品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |
| ホルムアル<br>デヒド放散<br>量<br>※ 2 | 公的機関<br>検査 | 原料又は製<br>品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |

※ 1 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 5 における「六価クロム化合物、砒素及びその化合物」に係る 2 項目。

※ 2 ホルムアルデヒドの放散量については日本産業規格 JIS A 5908 に規定する F☆☆☆☆等級とする。

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目については、必要に応じ自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全性管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全性管理を行う。

別表（第3条関係）

【認定品目】

| 分類           | 大項目       | 品目名 |
|--------------|-----------|-----|
| 107 日用品・家庭用品 | D I Y ・資材 | 擬木  |

【品質管理】

—

【安全性管理】

フローリング材等室内用のものにあつては次の1及び2により、デッキ材等屋外用のものにあつては2による。

1

| 管理項目                      | 確認方法   | 確認対象 | 確認頻度           | 報告期限   |
|---------------------------|--------|------|----------------|--------|
| ホルムアルデヒド放散量※ <sup>1</sup> | 公的機関検査 | 製品   | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |

※1 日本産業規格 JIS A 5741 規格の 8.3 (安全性) に規定する基準

2

| 管理項目                  | 確認方法   | 確認対象 | 確認頻度           | 報告期限   |
|-----------------------|--------|------|----------------|--------|
| 有害物質溶出量※ <sup>2</sup> | 公的機関検査 | 製品   | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |

※2 日本産業規格 JIS A 5741 規格の 8.3 (安全性) に規定する基準

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目については、必要に応じ自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全性管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全性管理を行う。

別表（第3条関係）

【認定品目】

| 分類           | 大項目      | 品目名 |
|--------------|----------|-----|
| 107 日用品・家庭用品 | D I Y・資材 | タイル |

【用語の定義】

（１） 下水汚泥焼却灰

下水汚泥を焼却した際に出る灰

【品質管理】

—

【安全管理】

| 管理項目         | 確認方法   | 確認対象   | 確認頻度           | 報告期限     |
|--------------|--------|--------|----------------|----------|
| 溶出量基準<br>※ 1 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 年 1 回以上        | 4 月 30 日 |
| 含有量基準<br>※ 2 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付   |

※ 1 土壌の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）における「カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素」に係る 8 項目。

※ 2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）別表第 5 における「カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物」に係る 8 項目。

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目については、必要に応じ自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全管理を行う。

別表（第3条関係）

【認定品目】

| 分類           | 大項目      | 品目名     |
|--------------|----------|---------|
| 107 日用品・家庭用品 | D I Y・資材 | ガラスカレット |

【品質管理】

—

【安全性管理】

| 管理項目        | 確認方法   | 確認対象   | 確認頻度           | 報告期限              |
|-------------|--------|--------|----------------|-------------------|
| 溶出量基準<br>※1 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 月1回以上          | 4月30日及び<br>10月31日 |
| 含有量基準<br>※2 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付            |

※1 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）における「カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、砒素、セレン」に係る6項目。

※2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第5における「カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物」に係る6項目。

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目については、必要に応じ自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全性管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全性管理を行う。

別表（第3条関係）

【認定品目】

| 分類           | 大項目 | 品目名 |
|--------------|-----|-----|
| 107 日用品・家庭用品 | 玩具  |     |

【品質管理】

—

【安全管理】

- 1 木材保存剤（木材防蟻剤、木材防腐剤、木材防虫剤及び木材防かび剤）を処方構成成分（※1）として使用していないこと。
- 2 接着剤、添加剤を使用した製品及び化粧加工を施した製品にあつては、ハロゲン系元素で構成されている樹脂及び有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。
- 3 接着剤、塗料を使用した製品にあつては、次による。

（1） 塗料はエコマーク商品類型 No.126「塗料 Version1」「4-1 環境に関する共通認定基準」第（4）項の化学物質のうち重金属及び重金属化合物の基準に適合していること。

（2） 次の管理項目について、基準を満たしていること

| 管理項目          | 確認方法   | 確認対象       | 確認頻度           | 報告期限   |
|---------------|--------|------------|----------------|--------|
| トルエン放散量※1     | 公的機関検査 | 製品         | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |
| キシレン放散量※2     | 公的機関検査 | 製品         | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |
| ホルムアルデヒド放散量※3 | 公的機関検査 | 製品又は接着剤、塗料 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |

※1 製品に特定の機能を付与する目的で意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。

※2 日本産業規格 JIS A1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物測定方法－小型チャンバー法」に従って測定した定量下限値以下であること。

※3 日本産業規格（JIS）に規定する F☆☆☆☆等級相当であること。

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目については、必要に応じ自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全性管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全性管理を行う。

別表（第3条関係）

【認定品目】

| 分類              | 大項目                 | 品目名 |
|-----------------|---------------------|-----|
| 114 再生ゴムを使用した製品 | 1 ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品 |     |

【品質管理】

—

【安全性管理】

| 管理項目        | 確認方法   | 確認対象   | 確認頻度           | 報告期限   |
|-------------|--------|--------|----------------|--------|
| 溶出量基準<br>※1 | 公的機関検査 | 原料又は製品 | 申請時<br>(新規・更新) | 申請書に添付 |

※1 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）のうち重金属に関する基準（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレンの6項目）

【その他の管理】

- ・品質管理に規定する管理項目については、必要に応じ自社基準を定め、当該基準に従い定期的に管理する。
- ・安全性管理において規定する管理項目以外について溶出、含有が懸念される項目がある場合は、当該物質についても管理項目とし、同様の安全性管理を行う。